

第 22 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 22 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成22年3月19日（金）9：35～11：34

会場：農林水産省 7階 講堂

議 事 次 第

1. 開 会
2. 新たな食料・農業・農村基本計画について
3. 閉 会

午前9時35分 開会

○鈴木部会長 大臣の会見は少し長引いているようでございますので、先に開始させていただきたいと思います。

では、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第22回目の企画部会を開催いたします。

本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の出席委員は私を含めまして9名の予定ですが、森野委員は少し遅れて参ります。合瀬委員は、急遽の取材で欠席となりました。

本日は、11時半までを予定しております。

なお、この企画部会は公開されておりまして、今日も一般公募や報道関係の方、80名ほどお見えでございます。

本日も活発なご議論、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず、大臣、お見えになつたらそこでご挨拶いただくということで、事務局の方からの資料の説明をお願いしたいと思います。

○大臣官房参事官 官房参事官でございます、よろしくお願ひいたします。

それでは、お配りしております資料を順番に従つてご説明させていただきますが、まずは資料1－1ということで、これは計画本体の素案でございます。先週お示ししてご議論いただいたものと同じものでございます。変えていない理由は、まだ議論をこれからもたくさんいただくわけでございまして、途中でいろいろリバイスするものをお示しすると、いろいろとそのどの時点での文書に対してコメントをいただいているのかと、この企画部以外でも、国民の方からご議論、ご意見を募集しているところでもございますので、まとめて修文案についてはお示しさせていただくという趣旨から、文書は変えていない。本日も、この素案に沿つてご議論いただきたいということでございます。

その代わりと申し上げては何ですが、資料1－2に、基本計画、この素案に対していただいてございます主な指摘とか、意見についてまとめてございます。これは、先週ご議論いただいたこの企画部会でのご意見はもちろん含まれておりますし、また、今申し上げましたように国民の各層から幅広く今、素案に対して意見をちょうだいしているところでございまして、現時点で数十件、既に意見をいただいてございます。

それから、与党の方でもご議論いただいているという、その様々なご議論を踏まえまして、全部紹介しきれませんけれども、主な意見、指摘意見としてまとめたものでございま

す。

以下、この中でも簡単にご説明いたしますけれども、まず、「まえがき」及び「第1基本的な方針」についてということで、最初のポツがありますように、この基本計画を国家戦略として位置付けるですとか、明確なメッセージを持つようなものとして、国民全体に向けて発信するべきではないかというようなご指摘をいただいたところでございます。

それから、3つ目のポツでございますけれども、何か分かりにくい言葉が使われているので、役所言葉ではなくて分かりやすい言葉が必要であるということですか、まえがきとか、初めの部分は何か暗いと、マイナスイメージが強いというようなご指摘もいただいたということでございます。

ページをめくっていただきまして、「第2 食料自給率の目標」についてということでございます。自給率50%を目指すために、国民にどう支えてもらうべきかを考えていく必要があるということですか、この自給率を上げていくことについて、広報活動などの具体的アクション、これを出していって国民に応援団になってもらうべきだと。その際にメーカーさん、スーパーさん、外食さん、いろいろな方の協力を求めていくべきではないかというようなご指摘もいただいてます。

また、消費面・需要面の取組ももっと具体的に広げていく必要があるということをご指摘いただいたところでございます。

そして、第3からは各論でございまして、その最初が、「食料の安定供給の確保」ということでございます。

次のページに、総合的な食料安全保障というのがありますけれども、その2つ目のポツですね。自国で食料のほとんどを供給できる体制をとることについて、国民の理解を得ることが必要というご指摘もいただいてまして、今日この後、いろんな試算とか展望とかをお示ししますけれども、それにも関係するご指摘をいただいているということでございます。

それから、2ポツ目が「農業の持続的発展」についてということで、戸別所得補償制度につきましては、生産現場の実態を十分踏まえて、その充実強化なりを検討していくべきであるというご指摘もいただいたということでございます。

そして、この意欲ある多様な農業者の確保ということでは、めくっていただきまして、その上の方のポツで、家族経営とか、集落営農とか、法人とかは同列に扱われているけれども、一定の規模を持った経営を支えるなどの優先順位をつける必要があるのではないか

というご指摘もいただいたということでございます。

そして、人材育成に大きな力を入れて欲しいというようなご指摘もいただいたところでございます。

○鈴木部会長 それでは、今、大臣お見えになりましたので、早速でございますが、赤松大臣の方からご発言をお願いしたいと思います。

○赤松大臣 遅れて参りまして、申し訳ありません。おはようございます。

実は、ご存じのとおり、昨晩から例のクロマグロの採決のあががございまして、水産庁長官等も行かしております、現地と連日連絡をとりながらやっておりましたが、大変、私どもにとってはいい結果が出たということで、その閣議での報告やら、いろいろやっていまして、ちょっとそれで遅れてしまいまして申しわけありませんでした。

前回も各委員の先生方から、本当に大変貴重なご意見もいただき、ただ、時間の関係で、せっかく大臣にもの申したかったのにと、私の意見を言う前に、あの人は出ていっちゃつたとおしかりを受ける段もあると思いますので、私自身がもし、またお話を聞かせていただければということで、今日も図々しく、また続けて参加をさせていただきました。

今日、基本計画の素案について、率直な意見をお伺いするというところで、だんだん山場にかかる参りまして、今、この素案を実は与党の皆さん方、それから併せて野党の皆さんにも中身をお伝えをしてますので、いい意見であれば私はどんどん取り入れますよと。ただ、だめなものはだめですけれども、いいということであれば、どんどんそういう中身を充実させていくということについては、全くこだわりはありませんので、そういう意味で。ただ、意見の途中のものをまた入れると混乱しますので、今日の先生方のお手元にお配りしているのは、前回の同じ素案のものということで、各委員の皆さんから、またいろいろご意見を出していただいて、鈴木部会長のもとで最終段階でまとめていただければというふうに思っております。

どちらにいたしましても、大いに議論をしていただいて、ただ、やはり早く1つの方針をきっちりお示しをするということは大切でございますから、今月末の29日ぐらいには最終決定をし、次の日、30日がちょうど閣議のある日でございますので、何とか今年度中、今月中にはきっちり正式なものに仕上げたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

国民の皆さんに誇れるような立派な基本計画となりますように、また先生方に一層のご指導をよろしくお願ひして、冒頭のご挨拶にさせていただきと思います。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方からの説明をお願いいたします。

○大臣官房参事官 資料の説明を始めておりまして、資料1－1につきましては説明をさせていただきまして、資料1－2の途中まで来ております。

資料1－2の、ページがついてなくて申しわけないですが、4ページ目の途中まで参りました。4ページ目の経営支援策の前まで、ご説明をしたところでございます。

では、続きを説明させていただきますけれども、そのページの中ほどに、優良農地の確保と有効利用の促進というのが書いてございます。新たな農地法改正の推進ですか、それから、2つ目のポツには、自給率50%を目指すために、国内農地をどうするのかが問題であって、耕作放棄地の話とか、こういう目標設定をしてはどうかというご指摘をいただいております。これも、この後、その展望的な話をご説明させていただきますけれども、これにも関係する話とかいうことでございます。

そして、その次のページが、3.で「農村の振興」についてということでございます。都市農業の振興についてのご指摘もいただきましたし、また、その直接支払いというのがあると思いますけれども、そこでは農業の多面的機能などに着目した新たな直接支払制度の創設など、今後の施策の在り方を検討することが必要でないかというご指摘もいただいております。

それから、農山漁村の活性化ビジョンにつきましては、県なり市町村、それぞれの実情に応じて作っていくことがよいのではないかというご指摘もいただいているということでございます。

そして、第4のところに「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」というのがございますけれども、その最初のポツでございます。農協外しという誤解を招くような書き方があるので文書表現に留意すべきというご指摘もいただいたということでありますし、その3つ目のポツのところで、いろんな施策にはコストがかかるけれども、そのコストをだれがどう持つかが明確にされていないというご指摘もいただきました。これについても、後ほど、本日の指標、試算のところで関係する話でございます。

それから、最後のページでございますけれども、「その他」とありまして、構造展望、経営展望等ということでございまして、構造展望なり、経営も含めてですけれども、国民にイメージしやすいように分かりやすく示す必要があるということで、この後ご紹介させ

ていただきます。

資料1－2につきまして、途中大分はしょりましたけれども、以上、紹介させていただきました。

これは、これまでいただいたご指摘というのをまとめたものということでございますので、本日これを踏まえていただきまして、さらに本文のご議論を続けていただければと思います。

そして、資料2に参ります。

これが、先ほど来、申しておりますけれども、「基本計画に関連した数値目標・指標等」とことでございまして、そこにいくつか、これからご紹介申し上げるその数値目標なり指標といったものが掲げられております。

これは、これまでの企画部会の議論を踏まえまして、こういう資料もあったらいいというご指摘をいただきましたので作成したものということでございます。

このうちのほとんど、7点あるうちの最後の1点を除く6つは、現行の17年基本計画でも作成していたところでございます。その時もそうでございましたけれども、これは閣議決定の対象とするという性格のものではなくて、閣議決定対象はあくまでも基本計画本体でございますけれども、その参考資料的な位置付けとして、その時も出していたということでございます。

今回も同様に、基本計画の参考資料的な位置付けとして閣議決定に付すというんではなくて、基本計画の議論なり理解を深めていただくためという、その思いで作ったものということでございます。

ただし、その内容につきましては、今回の基本計画の政策の方向に従って見直しを行っているというところでございますので、以下7点ございますので、簡単に私の方からご紹介させていただきます。

この後のディスカッションで議論を深めていただければと思います。

まずは、農業構造の展望というところでございます。

これは、現行の計画では基本法の21条に従って、効率的かつ安定的な農業経営が生産の相当部門になる望ましい農業構造を確立すると、このような基本法の条文がありまして、その基本法の条文に示されております望ましい農業構造を示すというのが、これまでの構造展望の考え方でございました。

今回は、そういう望ましい農業構造ということではなくて、この後、我が国農業が目指

すべき、あるべきというか、そういう姿をイメージしていくものとして、例えば自給率50%ですとか、農地の面積は461万ヘクタールですとか、こうしたものを示していく。そのほかには、どういう担い手、どういう農業者の姿が描けるかということが求められますので、そのものとして作ったということでございます。

途中のいろんな計算過程のようなものは、ちょっと捨象させていただきますけれども、この構造展望で言いたいことのポイントは最後の18ページと19ページに示されてございます。

その18ページ、19ページをお開けいただきたいと思いますけれども、「農業の持続的な発展を目指して」というところで（1）、（2）とあるわけでございますが、32年には、高齢化によるリタイヤ等から農家数が大きく減少するものの、経営規模の拡大等によって農地の7割が家族農業経営によって担われ、概ね21年の水準を維持する。とりわけ、主業農家については、農地の利用集積が進み、経営耕地面積は21年よりも拡大するということでございます。

また、その家族農業以外は法人経営の増加が顕著であって、集落営農、その法人を併せますと経営耕地面積は17年から約4倍になって農地面積の約1割をも担うことになると。この主業農家と法人経営を併せますと、17年には農地面積の約4割であったものが、32年には5割以上を占めることになって、地域における基幹産業の担い手としての役割が期待されると。これを模式図的に示したのが、その右にございます19ページの図9ということでございまして、これはその32年の農業構造の展望の姿ということでございますが、農地面積は461万ヘクタール、その7割を家族農業経営が担うということでございまして、その内数的に主業農家が4割というふうに書いてございます。

家族農業経営は、いくつかのものは複数集まって組織化されて集落営農を構成すると。その集落営農も2割を担う存在になりますし、農地面積の2割を担う存在になっていくわけですし、また、集落営農も法人化するのが出てくると。そして、法人経営に進展する。その法人経営なんかが農地の1割になる存在になっていくと。また、その法人経営も経営者として独立していく、その中で主業農家になっていくものも現れると。このような姿を描いているということでございます。

これが、農業構造の展望ということでございますが（2）にありますように、（2）の上数行は飛ばしますけれども、中ほどから、「地域・集落の中核となり得る農業経営者とその候補者の育成が求められる」と。「主業農家数は、21年の35万戸から、相当程度減少

すると見込まれるが、一方で、将来の経営者候補としても位置付けられる法人経営の常雇が増えて、32年のおいても、主業農家の経営者と、将来その候補者となると考える常雇を合わせると、30万人以上が確保される」というような姿を描いているということでございまして、雇用の数の見通しも示しているということあります。

以上が、構造展望でございまして、2つ目が、経営の展望ということでございます。

これも17年基本計画当時は、効率的かつ安定的な経営体の中身を示すものとして掲げておったわけでございますけれども、なかなか意欲的に見込み過ぎて、すぐには手が届かないような姿を描いてしまったというようなご批判もあったわけでございます。

こうした指摘を踏まえまして、今回はこの経営展望の最初のページの真ん中辺の（2）にありますように、「我が国の農業者の経営実態や経営環境は多様」でありますので、農業者が「主体的な経営発展を促していくために、多様な経営展開の道筋を具体的に分かり易く伝えていくことが重要」と考えると。このために、「基本計画に対応した多様な経営発展の方向と具体的取組を例示的に示す」というものとして、経営展望を示したということでございます。手が届かないような姿を示したわけではないということでございます。

その2の（1）にありますように、「我が国の農業の現状を踏まえ、平均的な経営規模の農業者や小規模であっても意欲ある農業者が経営発展を目指す際の具体的取組」を例示するということでございまして、開けていただきまして、その経営発展の方向と主要な施策の方向として、I、II、IIIと3つほど分類いたしまして、Iが自給率の向上なり、食と農の結びつきの強化といった二毛作の拡大ですとか、水田の有効利用ですとか、米粉、飼料用米の拡大とかいったようなものを、そのモデルのケースを示していると。

IIが6次産業化ということで、生産・加工・販売の一体化の推進のモデルとなるものを示していると。

IIIが、意欲ある多様な農業経営の推進ということで、多角化、複合化ですとか、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農を育成・確保にするようなモデルのケースを示しているということでございます。

実際、具体的にどういうものが示されているかというのが、2枚ほどめくっていただきますと、個別モデルの例示というのがあると思います。例えば、水田二毛作による農地の高度利用というのが一番最初に出てくる例示でございますけれども、経営発展を実現するための具体的取組として3つほど丸が掲げられていて、経営発展のイメージというのが、左が現状の農家の方々の例と。それが、その1年、二毛作、作付けを拡大して取り組んで

いただることによって、このような経営が実現するというようなものを示しておるわけでございます。

この経営発展のイメージのところでは、経営発展の過程をイメージできるように、実際にある先行的な取組事例なり統計例なんかも参考にしながら策定したものでございまして、農家の方々が当面目指すところの現実的な経営を例示的に示したものということでございます。

以下、これが何点かございますので、一つ一つの説明は省略させていただきます。

そして、展望のシリーズの3つ目が、農地の見通しということでございます。「農地の見通しと確保」という1枚紙の資料があると思いますけれども、21年現在の農地面積が461万ヘクタールということでございます。これは、放っておきますとどんどん農地は減っていくということで、左の方に「すう勢」とございます。農地の転用として32年までの農地の減少が14万ヘクタール、また耕作放棄地も発生するわけですから、21万ヘクタール、これも、これまでの傾向をただ伸ばすということで仮定しますと、35万ヘクタールほど減るというふうに見込まれるわけでございます。

ですが、施策の効果というのは、右にありますように、優良農地の転用の抑制なり、耕作放棄地の発生抑制なり、また、出てしまった耕作放棄地を再生するとか、こういう取組を推進していくことによって、プラス35万ヘクタール、これをプラスすることによって461万ヘクタールを維持していくというようなことを示しているものでございます。

そして、その次のページが、「熱量効率を最大化した場合の国内農業生産による供給可能量」ということで、これも17年当時の基本計画にもお出ししたものでございますけれども、我が国の食料供給というのは、輸入にも相当程度依存しているわけでございますけれども、輸入が全く途絶した場合と、やや極端な仮定ですが、そういう不足時においてどれほどの熱量、カロリーが供給できるかというようなものを、熱量効率を最大化した形で我が国の農業生産基盤を活用した場合の供給可能量を試算したものということでございます。

平成20年度、これは1人1日供給熱量は2,473キロカロリー、これは平時の現状水準ということでございますけれども、試算の1、2、3が、輸入が途絶した場合の熱量効率最大化の試算ということで、試算の1の場合が2,135キロカロリー、これは2,135キロカロリーを何とか国内生産で供給できるという姿を示したものでございますが、数字を見ていたいでお分かりのとおり、いも類が極端に増えるということでございまして、①、②、③の①に書いてございますように、試算1というのは、水田のうちの湿田以外の2分の1の

面積にいも類を作つて需要供給を最大化するということで、何とかその2,135キロカロリーは供給できると。これがどういう意味を持つかというのが下の方の参考にございますけれども、昭和20年代、それから昭和30年代、この時の日本人の供給熱量を示したものでございますけれども、当然、今よりは食料の供給の内容は変わるわけでございますし量も減るわけですが、何とかこの当時の食生活は維持できるということでございます。

次のページに、参考として2,135キロカロリーの時の食事のイメージというのを示しておるわけでございまして、朝食、昼食、夕食、それぞれにいもが出てくるということで、当然、今とは違う状況になりますけれども、こういう生活をしていただければ、不測の事態でも耐え得るということをお示ししたものでございます。

そして、その次の指標みたいなものが「所得増大に向けた主要品目における対応方向」として、表になっていて文章が並んでいる、そういう資料があると思います。

これは、それぞれの品目毎に主なその取組の課題ですとか対応方向を示したものということでございますが、なかなかその基本計画本文には、個別品目についてこれがどれだけの技術改善が見込まれるとか、そういうことは書きにくい。いわゆるテクニカル、技術的になりますので書きにくいといった事情がございますので、これも17年当時の基本計画本体ではなくて、それを切り離した参考資料的なものとして、個別品目の対応方向についてもまとめたものということで掲げておったわけでございます。

今回も、こうしたものがあった方が個々の農業者なり地域の生産現場なりの参考になると、あるいは技術開発の参考になるということで、お示ししたらどうかということでございますが、中身としては、今回は6次産業化によって所得の増大を進めていくというのが基本計画の本文の方の柱の一つでございますので、所得の増大に向けた主要品目の対応方向としてまとめたものということでございまして、それぞれその価格の価値を上げていくとか、量を増やすとか、コストを下げていくとかということの取組について整理したものということでございます。

それから、その次が、生産数量目標と「自給率目標算定の前提としたデータ」というのが、横表で数字が並んでいる表があると思います。これは、自給率50%を目標に掲げる時に、それぞれの品目毎にどういう諸元でそれをやっていくのかという、その諸元の整理をしてるものということでございまして、それぞれの品目毎に生産量が何万トンになるですか、反収がどれぐらいになるですか、あるいは作付面積、飼養頭数羽数がどれぐらいになりますとかいうことをお示しして整理したものということでございまして、これもその

参考にしていただければということでございます。

開けていただきまして、その裏のページが、「平成32年度における総供給熱量とPFCの熱量比」とことでございまして、1人1日当たり供給量、この比較は20年度と32年度とはほぼ同じということでございますが、その総供給熱量のたんぱく質と脂質、それから炭水化物の内訳は若干変化してございまして、脂質が減って炭水化物の割合が増えるということで、栄養バランス的にも若干改善されるその姿を32年には示すことができるんじやないかということでございます。

そして、最後が「食料自給率50%が達成された場合の財政負担の試算」ということでございまして、自給率向上の寄与度が高い土地利用型作物で試算したものということでございまして、50%が達成された場合に、現在の対策なり、その支援水準を前提に対象品目に関する財政負担を単純に試算すれば1兆円程度と見込まれるということでございます。これは、当然、今後の戸別所得補償の内容等によって額が変動するものであるということでございますが、表の中にその作物毎の所要額というのが示されてございまして、以下その主要品目なりについての内訳なりが示されていて、合計1兆円程度ということでお示しさせていただいたということでございます。

多少長くなつて恐縮でしたけれども、この後、ディスカスする中でより議論を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様でご議論いただきたいと思います。

本日は、赤松大臣は11時10分ぐらいまではご出席していただけますので、時間はある程度ございますけれども、念のため、前回、後の方で発言された委員の皆様を優先的にご発言いただいて繰り返しになる部分があつても結構でございますので、大詰めでございますので、この点を強調しておきたいという点等含めて自由にご発言いただければと思います。

そうしますと、荒蒔委員は前、ご発言された。荒蒔委員、よろしいですか。

○荒蒔委員 いいです。

○鈴木部会長 では、藤岡委員からお願ひします。

○藤岡委員 様々なことが網羅されてますので、それを全部話ししていると、私だけ話してもだめなんですが、2つほど話したいなと思っております。

今までも、いろんな食料・農業・農村基本計画というのはやられてきたわけですが、この5年間をちょっと振り返ってみると、国民的な合意が日本農業になされているのかと

いうことが、非常に私は、これが根幹にかかるんじやないかと思っております。

特に、ここにもありますように50%の食料自給率を達成するというと1兆円規模の財政負担があると書かれてますが、そういう面からしても、まだまだ日本はヨーロッパなんかの国と比べると、農業が国にとっていかに大事であるかという、そういう国民的なコンセンサスがとられてないんじやないかということが、私は一番懸念されるわけです。

多少高くても国産農産物がいかに大事か、あるいは食料安保という面でも、食料というものはただ腹を満たすだけじゃなくて、様々な環境とか、教育とか、これにかかわって、私は農業が一番だと思っておりますが、なかなか国民的な合意が、特に今の若い人たちがどう農業というものを捉えているのか、そのところが非常に懸念されますので、今回のこの計画も、どちらかと言えば農業者向けという感じがしないでもない。

もっと国民に分かりやすく、そして強くアピールできるような基本計画にしてもらえばなと思っております。

もう一点は、資料2の14ページ以降にも書かれてますが、昨今、経済不況ということも相まって農業、とりわけ農業法人に就職するという人が急速に増えているというのが現状です。唯一、様々なものが減少していく中で、この法人経営に就職という、ここの部分が突出して増えているということは、私は農業もようやく他の産業と同じように、高校、大学を卒業して農業の会社に就職するという、今までかつては個人経営の延長で後を継ぐというパターンでずっとやられてきたと思うんですが、他の産業と同じように就職するというパターンが根付いてきたのかなと思っております。

そういう意味では、私はこの法人経営の育成、そしてもっと優秀な人材を雇用できるような法人の基盤を盤石にしていくことが、私は非常に大事かなと思っております。

農村には多様な経営体がいて、家族農業が中心にやられることは、これは否めないわけですが、その中でもやっぱり規模を拡大して、そして6次産業からと、あらゆる面に発展していくのは、私はある一定の規模と法人経営でないとこれはなかなか難しいんじゃないかと思っておりますので、そういう面では今伸びている法人経営、ここにはある一定の施策の中心を持っていってもらいたいなというふうな感じはしております。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

では、平田委員、お願いします。

○平田委員 今、藤岡さんが言われたこととちょっとダブるところがあるかとも思います

けれども、「まえがき」のところに、国家戦略としての政策を位置付けると明確に書いてあります。10年後に自給率50%達成するという、大変に野心的な挑戦であります。そのためには、国民全体が相当な覚悟で実施しなければ到底達成できないと思います。その思いが、この基本計画に十分組み込まれていないと思います。

農業も農村も今は危機的な状況にありますし、日本の国にとって自給率を高めることは最も大切な時期であると私は思います。今やらなくて、できる時はないんではないかと思います。

従って、国民に向けて、強いメッセージを発するとともに、今、我々ができるることはすべて実行すべきであると思います。

それと、表現そのものが、その消費者に対してへりくだつた思いや、そういった表現が多いと思います。独立国家として、品格ある国家として、当然の責務として実行しなくてはいけないんだというメッセージを、もっとはっきりと国民に示して欲しいと思います。

それで、上から5行目のところに、「国民全体が食に関心を高めてもらい」なんて書いてあります。こういう生やさしい表現ではなくて、食料を他の国に頼らないことが国の責務であり、国家の安全保障のかなめであることを、しっかりと明記すべきだと思います。

次に、今まで多くの施策を打ち出しましたけれども、現在の高齢化した農村では、取り組めないものが数多くありました。従って、農家が簡単に取り組める仕組みにして、最終的には結果で評価する形へ持っていくのが良いと思います。大学の入試と一緒に、入口できつくして後はだらだらということではなくて、入口はやさしくして、結果で評価する実質的で簡便な政策へ変更する必要があると思います。

それと、第2のところに自給率の目標について書いてございますけれども、先ほども申し上げましたように、これは生産者の問題ではなくて、いわゆる消費者の問題だと思います。国産農産物を食べるという国民の意識改革なくしては、実現は難しいと思います。

外国からいろいろなものが輸入されていますけれども、国民がそれを買わなければ全然問題ないわけで、いくら食品の安心・安全が保証されなくとも安いものを食べるとか、そういう安易な国民の意識が今の自給率低下に結びついていると思います。国産品を愛用する国民の意識改革と共に、政策的にも、国産食品を販売する政策が必要です。例えば今、米粉を作っていますが、その米粉を小麦粉に何%か混入したものを販売する政策を打たないと、いくら米粉、米粉と言っても利用が伴っていないわけですから、自給率は高まりません。国としても今のガソリンにメタノールやエタノールを混入して販売しているように、

米粉についてもそういう形で必ず米粉を使用する形の政策を打つていかないと、米粉の利用を増やすことは難しいと私は思います。

それから、食の安全と安心の問題がありますが、この問題についても、我々も今、GAPを取得しようと思っていますけれども、この辺の導入について、もっと国として積極的にやるようにしていかないと、ただ、呼び声だけに終わってしまうと思いますし、政策的に行う必要があります。日本の食品をもっと輸出するということであれば、より強力に食品の安心安全に対する施策を入れていく必要があると思います。

私どもは現在、外国に食品を販売していますが、外国品に比べると10倍ぐらいな値段がしますけれども、それでもいくらでも売れるのは、多分そういうところが評価されてのことだと思います。日本の食品は安心・安全なんだという意味で、もっと国全体として安心・安全な食料を生産する政策を勧めていくべきだと思っています。

それから、国策として環境関連商品ではエコポイント制度という取組があります。私はすばらしいアイデアだと思います。今、太陽光発電だとか、住宅の断熱材の取組だとか、省エネ自動車だとか、どんどん国策によって普及されています。農業分野でもCO₂の排出を抑制する政策を強力におし進めるべきだと思います。

それと、今回は多分難しいと思いますが、将来的には自給率を高めるために、消費税を国産食品に対しては特別に低く、一般商品の半分とか、輸入食品については国産食品より高い%にすべきだと思います。食品は、所得の低い人でも安心して生活できる価格で販売すべきだと思っています。

それから、農業の持続的発展についてですが、先般も新聞でも論説されていましたけれども、農業の継続が難しい地域、すなわち山岳地域や、中山間地域に対して特別手厚い施策が必要であると思います。

それと、意欲ある多様な農業者の確保のところで、集落営農組合や農業法人を、将来増やすと書いてありますが、広島県においても集落営農法人が増えています。ただ、農業法人の一番の問題点は、今それを導入しないと農地が維持できないためにやむを得ず行っていますが、法人を組織している者は高齢者がほとんどであり、その組織を担っていく次の若いリーダーが育っておりません。従って、今の組織を継承していく、優秀な人材確保が、喫緊の課題だと思います。

今年は農の雇用という緊急的施策で対応していただいて、当面大きな効果がありました
が、将来、法人を継承していく、ないしは集落営農を続けていく後継者の育成は、今最も

緊急的な課題であると思っております。

それと、先般も申し上げましたが、赤松大臣はいらっしゃいませんでしたけれども、今、後継者がいないために農業を継続できないところが沢山でてきています。経営支援策として、そういった場合に、それを継承するシステムがうまくできていません。すなわち今、高齢で牛が飼えない、酪農ができない、果樹栽培が続けられないといった場合、これらの部門は多額の投資を必要とする経営ですから、当然、国の補助金も相当入っています。そういうものを、今後とも続けていくために、人材育成や、それを継承するためには国、市町村、農協などが重要な役割を果たすべきだと思います。緊急的に一時的に預かり、その継承者を探していくといった仕組みをうまくやっていかないと、今自給率50%を達成することは極めて困難であると思っています。

それから、農作業の安全・安心の確保のところですが、農作業事故が多いのは農業を行っている人が高齢者であることに尽きます。80歳ぐらいの人が大型のトラクターを運転するようなことをやっていたら、絶対に事故は起こります。従って、事故防止は、若い方が就農するということが必須条件です。今、自動車免許でも70歳になったらそれなりのテストというか、更新の手続には厳しいものがあります。農作業についても、そういった制度を実施しないと、こういった事故は減らないと思います。

最後ですけれども、都市農業について、現在9万ヘクタールの農地がありますが、年々4,500ヘクタールが消滅してきている現実がございます。従って、461万haの農地を維持するということであれば、例えば5年間で2万ヘクタールぐらいがこのままでいくと減っていくわけですから、土地税制を含めた都市農業の継続的な維持を、もっと積極的にやるべきだと思います。

○鈴木部会長 どうも、いろいろなご指摘、ありがとうございます。

では、荒蒔委員、お願ひします。

○荒蒔委員 それじゃ、この間、ちょっと大臣いらっしゃらなかつたもので。それとは関係ないのですけれども、今回の全体のこの素案の中で、大変いろんな意見が組み入れられてきてるのでいいと思うんですが、私はちょっと、少し細かいところですけれども、13ページ以降の「食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」の中で、特に（1）食の安全と消費者の信頼の確保という中で、②食品供給行程における取組の拡大というのがあって、生産、製造、流通、輸入という4つのポイントで、例えばGAPであるとか、HACCPであるとか、そういう国際的な1つのスタンダード的な考え方、これを

しっかりと根付かせていくんだという考え方が出されてる。これはよく分かります。

しかし、一方では、農業とか、食品産業の実態を踏まえると非常に規模の小さいところがあって、一体それはどういうものかということすら、なかなか理解しにくいところもあると思います。それをどういうふうにするかということについては、若干配慮をされているんですが、ここで一番大事なのは、そういうルールがどうだということを浸透させるこという行き方じやなくて、小規模の農業経営者、それから小規模の食品産業経営者にとっても、大事なことであるということを分からせるような活動を、地道に並行してやっていく。

ルールで、これに入ってないものはもうだめという言い方をするのではやっぱり活性化につながらないので、そういう配慮が要るのかなと。

徹底するとか、そういう言い方をしてますけれども、ちょっとやっぱりあいまいかなという気がします。

それから、同じ項目で、16ページの（4）総合的な食料安全保障の確立という大きなポイントがあるんですが、その中の②流通、消費面における不安要因への対応ということで、その後17ページの③のウ、海外農業投資の支援という項目があるんですけど、これも大事だということは、何となくみんなで認識しているし分かっている。しかし、自給率をどうしても50%ぐらいまで最低上げておかないと大変だよということにどうしても重点が行って、それはそれでやらなきゃいけないんですが、ただ、海外に土地を確保するとか、海外農業投資を支援するとか、国際的な行動原則の策定を推進するとか、そういうことをおっしゃっているわけですけれども、これは具体的に、こういう品目とか、ある程度目標設定みたいなものを出すべきじゃないかと。それをだれがやるんだという問題はまだ非常に議論のあるところだろうと思うんですけども、そういうこともやらなきゃいけないねというだけで終わっていると、やっぱり先送りというか、何かあいまいになってしまうんじゃないかというふうに思います。

それから、その下の17ページの（5）で、輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応というのがあるわけですけれども、この中で、当然、東アジアを中心にしてEPAとかFTA、既に大分進んでいる部分もあるんですが、EPA、FTAをもっと徹底してやっていくという中で、日本としてはそういう国に対して農業技術の供与という部分と、あとはお互いにこれは大事だねということを、例えばその品質面とか安全面とかでも並行して具体的なものを、その国と国との交渉の中でかみ合わせておくということが大事なんで、決して厳しいハードルを設けようという意味じゃないんですけども、

そういうことをEPAとかFTAをつなぐ中で、技術供与とか、逆に言えば入ってくるものに対して、日本はこういうことを最低求めたいんだということについての考えを織り込んでいくべきじゃないかなと考えます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

では、岡本委員、お願ひします。

○岡本委員 岡本です。今までのことと重なっていることが多いと思いますが、よろしくお願ひします。

何点か気づいたことです。1つ目が、教育に関してです。ここでは、例えば食育という形で取り上げられていますけれども、私が思っていた食育と、こちらでなさろうとしている食育がちょっと違うのかなと思うところが多々あります。一言でいって、食育って、バランスガイドだけではないなというのは今までも何度も言わせていただきましたが、それをもう一度伝えさせていただきたいと思います。

例えば、私は今、名古屋に住んでいるんですけども、出前授業などで例えば中学生の子たちと話したりすると、作る現場を知らない。ですから、魚の切り身が泳いでる写真とかということも、本当に現実としてあり得ることだと思いますし、田んぼの写真を見せても、1杯の御飯とつながらないというのが、すごく怖いことだと思うんです。

その一方で、農村部に対してすごいあこがれみたいなものがあって、でも、そのあこがれというのは、もう今の若いお母さんとか、子供たちにはないのがますます怖いなと思います。というのは、知らないわからあこがれようがないというか、そういう部分があります。ですから、それが消えてしまわぬうちに、こういうところから食べ物は作られて、それを私たちはいただいているんだ。自然からの恵みを受けているんだということをちゃんと伝わるような教育みたいなものが必要だと思います。それをやるところは多分、文科省ではなくて、農林水産省がもっと本腰を入れてやっていかれるのがいいんじゃないかなと私は思います。

やっぱり現場に出てみるとか体験をするとかということは、とても心に届きやすい方法ですので、そういうことができるのには、多分こちらしかないと思います。是非、もう少し力を入れてやっていただけるとありがたいなと思います。

それから、2番目なんですが、心に伝わる伝え方をして欲しいなと思います。すごくあいまいな言い方で申しわけないんですが。私は、本当にこちらに伺うまで、自分の身の回りのことしか知らなかった。この様な農業の政策がこんなふうに動いているとかというこ

とを、全く知らないまま過ごし、こちらに伺っているので、皆さんにとてもご迷惑をかけるし、とんでもない人が来たと思われているかもしれません。でも、そういう人がほとんどだと思うんですね。ですから、そういう人に伝わる伝え方をして欲しいなと思います。

普通、人間は関心を持って、それから理解をしようとして、その後考えて、その後行動に移すと思います。今は割と関心は高まっていると思うんですが、現実には行動につながってないなというのが私の印象です。ですから、そこをどうやって埋めていくかということを、もうちょっと考えた伝え方ができたらいいなと思います。

それが、この基本計画にどのくらい、どうやって入れるんだと言われると、それはちょっと私には分かりかねるところがあって申しねげないんですが、でも、そういう視点もあつたらいいなと思います。

さらに、理解しても行動に移らないというのは、例えば安心と安全の問題も同じで、安全であるということをいくら証明しても安心につながらない、だから行動に移らないというのもあります。それにどれだけコストがかかっているかという、隠れているものを見せられないまま私たちちは過ごしてしまうと、気づかないままになってしまいます。それでは自分で判断することができないので、その辺もきっちり伝えていただけたらなと思います。

3番目ですが、シンプルで分かりやすくというのはとてもありがたい話だと思います。私たちのように、私のように全然知らない人間にとってもありがたいことですし、例えば、新しく農業を始めようという方にとってもありがたいことじゃないかなと思います。複雑だと、どうなっているのかなとか、自分の将来設計が立てられなければ、なかなか農業の現場に来て下さいと言われても飛び込めないと思いますので、このシンプルで分かりやすくは是非お願いしたいと思います。

4番目ですが、この前も伝えさせてもらったので、意見にも書いてありますが、やはり副読本とか、解説本みたいなものを是非作っていただけたらなと思います。

特に、具体的な事例とか、今と比較しないと分かりにくいとかいうのがありますので、そういう事も考慮していただけるとうれしいです。例えば、今日いただいた資料の中の19ページの農業構造の展望32年というのはとても分かりやすいなと思うんですが、今はどうなっているのか私にはちょっと想像ができるので比較ができません。そんな具体例もあると思いますので、皆さんにとっては当然なことであっても、私たちにとっては全然当然じゃないので、その辺も考えていただけるとうれしいと思います。

それから、最後になりますが、これは全体的なことに関する感想みたいなことです。こ

れを読んでも、みんな書かなければいけないというのは分かるんですが、何が重点かやっぱり分かりにくいです。こんなにたくさんあると、じゃ、私は何から手をつけていいのというのが、実際問題として起こってくると思います。今まで伝えている時に感じるのは、せいぜい3つぐらいしか、なかなか自分もそうなんですが、3つぐらいしか印象に残りません。それ以上だとあふれてしまうような感じがしますので、まずこれ、次はできたらこれというような段階的でもいいですから、何かもうちょっと分かりやすい道しるべがあるとうれしいと思います。

あと、疑問なんですが、例えば熱量ベースでいったら重たいもの、お米とかという話が自給率の話でも重点的になると思うんですが、例えば、野菜のこととか何かでやってくると、食品産業とのかかわりとかも出てくると思いますので、その辺はどうなっているのかなと思います。もう一つ、名古屋市でも農地がどんどん減っているんですね。既に初めからないんじゃないかと言われそうですが、それでも減ってるんですよ。というのは、やっぱり都市近郊というのは売る圧力、何と言うのかよく分らないんですが、農地以外に変えたくなるような誘惑とか圧力とかがとても多いと思います。逆に言えば、そういう農地は便利がいいとかいう意味において、とても使いやすいところでもあると思います。ですから、そういうところは本当にきっちり守っていただいて、ますます農と私たちが離れてしまわないような施策をお願いしたいなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、三村委員、お願ひします。

○三村委員 委員の方々のご意見とかなり重なっているところがありますので、気がついたところだけを申し上げたいと思います。

まず自給率目標50%、これについては賛成いたします。ただ、問題は、この自給率目標を達成するための手段が、持続性があるのかということについて、まだ説得力が乏しいという感じがいたしました。そのためには、やはり今の構造的な問題にきちんとメスを入れていく、あるいはそれについて、農業は変わるという覚悟を見せていくところが必要であると思います。

その話からいたしますと、例えば先ほどもちょっとご指摘がありましたが、17ページにある輸入国としての国際交渉の対応ということの、この中の一文章ですが、最後の文章で、「などを損なうことは行わないことを基本に」というのは、少し奥歯にものが挟まったよ

うな感じです。食の安全、安定供給、食料自給率向上、国内農業・農村の振興というのは、どの国においても基本であると。しかし、そのことを前提にしながら、東アジアの情勢、国際的な経済情勢変化に向けて積極的に取り組んでいくというような何かメッセージがないと、この文章はあいまいではないかという感じがいたします。まだ、覚悟はできていないのかなという、そういった感じを受けます。そのところもメッセージの出し方として気をつけた方がいいと思います。

また、もちろん国民的合意ができていないところがあるかもしれません、それでも、先ほど何人かのご意見にございましたが、今回の基本計画は、ちょうど農業に対して社会的関心が非常に高くなっている時でありますので、大変意味のあるものだと思います。それからしますと、やはりこれについては、そろそろ覚悟したというのを見せていくという点からしても、文章は丁寧にお書きになった方がいいという感じがいたします。

それからもう一つ、これは大変大事な言葉ですが、戦略性という言葉がいろいろなところで使われております。例えば15ページにも戦略性という言葉があり、それから19ページの第6次産業化にも戦略という言葉があります。

ただ、経営戦略という概念を持ち込むと、やはり主体が明確であるということが必要ですでの、どのような主体をこの中で想定しているのかというところが明確に見えていける方がいいということです。ところが、主体ということになりますと、やはり基本は経営の自立性、主体性、健全性が前提です。それがあいまいなままにあちこちで戦略性、戦略性ということになってくると、この言葉のメッセージが弱くなってしまうという感じします。

19ページの（2）の第6次産業化の第1番目の文章ですが、「農業者や産地が経営戦略に沿って」となっているのですが、日本語の表現としてはあいまいです。つまり、農業者や産地が経営戦略を立てる主体であるということが前提ですので、経営戦略に沿ってという表現が基本的にあいまいな印象は与えます。それは、恐らくだれが主体であるかということについての議論がまだまだ不十分であるせいかもしれません。経営戦略あるいは戦略性という言葉は非常に重要ですので、丁寧にお使いいただきたいと思います。

それから、もう一つ。この中に重要な概念や重要な政策があちらこちらに入って分散的な感じを受けました。28ページのところにある「研究開発から普及・産業化までの一貫支援」とか、29ページの「知的財産の保護・活用」とか、それから、日本の農産物の国際的な競争力というところ、これ非常に大事なことでありますので、できましたら、それを何か1つのストーリーにみえるように少し固めて書くというか、それらがつながっていると

いうことを見るような形で提示していただきますと、日本の農業の持つ技術力、潜在的な資源、それから能力をどう今後生かしていくのかについて、1つのメッセージ性が出てくるという感じがします。

最後に、15ページのところで、食品産業の持続的発展ということをお書きになって、食品産業の将来方向についてビジョンをお作りになるという考え方を提示されています。私もこれには賛成いたします。これからは、農業とか、農業生産だけではなくて、それらを、流通とか、食品産業とか、あるいはフードサービス業とかとどのように取り組ませていくかというところまでいかないと、恐らく自給率目標を持続的に達成していくには力不足だろうと思います。食品産業の将来方向、あるいは現状の問題点というのをしっかりと認識していこうではないかという形で、このような提案があるのはいいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、他の委員からもご発言いただきて、まとめて赤松大臣からコメントをいただければと思いますので、どうぞ、茂木委員。

○茂木委員 大変前回、多くの意見を述べさせていただきましたが、本日はまた新たに出されました農業構造の展望や農業経営の発展のための展望モデルに加えて、前回、申し上げなかつた点、そしてまた前回も申し上げましたが、重要でございますので重複する点について申し上げます。

今回の基本計画は戸別所得補償制度の創設や、農業、農村の6次産業化など、これまでの基本計画にはない大変新しい政策が盛り込まれ、また、食料自給率につきましては50%の意欲的な目標となるなど、従来にない内容になっております。

こうした政策の大転換を現場の生産者に伝え、理解を得るためにには、政策転換の方向と枠組みを、まえがきや基本的な方針などの中で分かりやすい表現で明確にした方がよいのではないかなど、こんなふうにも思っております。

また、前回のこれは繰り返しになるわけでございますが、現場の農業者が将来展望を持てるような農業の成長戦略、これを示すことは是非必要だと、こんなように思っております。

このような観点から、今回、農業構造の展望を示していただくことにつきましては、意欲あるすべての農業者が地域、集落として持続的に発展する姿を示しておること、担い手に農地を面的にまとめ、効率的に組み合わせていること、地域、集落の状況に応じ

て、集落営農の多様な形態を想定していることなど、これは評価することができると、こんなふうに思います。

しかしながら、我が国全体の農業所得がおよそ15年前から比べますと6兆円から3兆円に低下しておるわけでございまして、個別モデルのことは分かりましたが、我が国全体として新たな基本計画の実践によりまして、どの程度農業所得を増大させることができるのか、農業生産額の目標と併せてはっきりと示していただくことも、これまた必要ではないのかなど、こんなふうに思います。

政策転換で不確定な部分があることは承知をいたしておりますが、だからこそ現場の農業者は不安が多いと、こんなふうに思っておりります。その不安を解消するためには、政府の責任ある姿勢として、また現場の農業者が取り組む目標といたしまして、具体的な農業所得の目標を示すことが不可欠だと私どもは考えております。是非とも意欲的な目標をお示しいただけますよう、こんなお願いも申し上げます。

それから、前回の企画部会におきまして、赤松大臣が農業団体の役割につきまして、大変評価をいただいたところでございまして、このことにつきましては、まず感謝を申し上げたいと、こんなふうに思います。

戸別所得補償制度をはじめとする新しい政策が成功するかどうかは、やはりこれは現場の農業者に対する政策の周知徹底、そしてまた制度、事業の推進にかかっておるのでないのかなど、こんなふうに思うわけでございまして、現場でのそのような役割を担うのは、やはりJAの職員がやっておるということを是非ともご認識をいただきたいなど、こんなように思います。

これもまた前回申し上げたわけでございますが、政策の成功に向けて私どもJAグループは、行政、関係団体と一体となりまして全力で推進をしていく所存でございますので、現場のJA職員が意欲と誇りを持てる政策の周知徹底や制度、そしてまた事業の推進に取り組めるような内容を提示していただければありがたいと、こんなふうに思っております。

それから、今回の基本計画では、農業農村の6次化による所得の増大を打ち出していることから、我々も評価しておるわけでございますが、JAグループといたしましても、これまで以上に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

しかし、素案において示された生産数量目標につきましては、生乳や食肉、それから野菜、果樹、テンサイなど、我が国にとりまして重要な農産物の生産数量目標が、現行の基

本計画の目標よりも少なくなつておるわけでございまして、現場の農業者からは失望の声が聞こえてきておるわけでございます。6次産業化によりまして、これまで輸入で供給されていた需要を奪うなど、新たな需要を開拓しまして、所得を増大させ、食料自給率を上げるということならば、生産数量目標を現行より引き下げるのではなく、むしろ引き上げるべきであると思うわけでございます。

併せて、6次産業化によりまして、農産物の付加価値が上がり農業者の所得が増大する絵姿やイメージ、具体的な仕組みなどを提示していただきたいなど、これもお願ひを申し上げます。

その上で、畜産、酪農、果樹、野菜、甘味資源作物など、品目毎に制度を検証しまして、6次産業化と併せまして品目別の戸別所得補償制度など、生産の拡大と所得の増大に向けた品目政策を確立することも、これまた必要ではないのかなと、こんなふうに思います。

また、大幅な生産拡大を行います麦でありますとか、大豆につきましては、増産のための具体的な工程表の作成と併せまして、生産された農産物が確実に消費されるという、このことが必要だなど、国産の需要拡大対策に取り組むことが大変必要だと、こんなふうに思っております。

以上、ご提言申し上げます。ありがとうございました。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

松本委員、お願ひします。

○松本委員 これまでずっと、今日は意欲的に素案の行間の解説書といいますか、構造展望とか数値目標、多々出されましたんで、今日、初めて見たんで、すぐどうのこうのという私見も持っていないんですけども、大変その点については敬意を表したいと思います。

その上で二、三、これを今見せていただいて、ちょっと気がつくといいますか、質問にもなるかもしれませんけれども、二、三、お聞きしたいと思うんありますが、1つはこの構造展望で、いわゆる農地面積461万ヘクタールをベースとした、19ページの図が出ておるんですね。先ほど岡本委員からもちょっとご質問がありましたけれども、これは前段の解説をずっと読み込めば数字が落とせると思うんありますけれども、この21年度の状況をこの図に落とすと、例えば集落営農が1割ぐらい出た、あるいは法人経営が5%なのか分かりませんけれども、現在と10年はどのぐらいの違いなのか。

何を言おうとしているかというのは、今の農村とか農業の日本の姿が、この展望では極めてイメージ的に大きく変わっていく姿になるのか、いや、そんなことないと、基本的に

大きな変更ではなくて、やはり今の姿がベースになってやはり10年後の枠組みもあるんだというふうに思うのか、私はそちらでいいと思うんですけれども、そういうのが国民の皆さんとか農業者にもう少し比較考量で分かるようにした方が、いろいろとイメージがわくのではないかと。いや、とんでもないことをしなきやいかんのかというイメージを持つのか、その辺りをひとつ分かりやすくやった方がいいんじゃないかというのが、ちょっと印象が1つです。

それに関連しまして、次の59ページに農地の見通し461万ヘクタールがあるわけありますけれども、それと関連しまして、やはり農地の461万ヘクタールは1丁目1番地だと、今度の基本計画のまさに根っこだという位置付けだと思うんですね。これなかりせば50%も何も要するに絵にかいた餅と、こういう判断をせざるを得ないと思うんですね。

そういうことであれば、この59ページで、放っておけば10年後に35万ヘクタールの農地が日本国からなくなると、こういうのを政策的な意図でこれにブレーキをかけて、転用で5万ヘクタールを抑えると。ここに書いてありますよね。それから、遊休化するという、こういうものを21万想定されるんだけれども、これを少し抑えるというようなことで、結果的には現在の耕作放棄地を復元する、12万ヘクタールでとんとんゼロにすると、こういう数字だと思うんですね。

であれば、これは一括りにこの35万ヘクタールの収支を書いてるんですが、これはやはり、その中にもございますように、これまでの農地の改廃の大きな要因は何かということを反省も述べておられますので、そういう観点で、例えば都市地域の農地はどの区分のどの部分でどのくらいを抑えるんだという政策的意図を持っているとか、平場の調整田の復元、これも大きく課題になっていますけれども、そういうものを政策的にどのくらい復元するのかとか、あるいは中山間の耕地後退をどのくらい政策的に抑えるのだという、そういう農地の特性、地域性に視点をおいたメッセージを出していただきたいと、このようにご要望申し上げます。

そうすれば、やはり農地の確保というのは極めて政策的に強い力を出してもらわなければとても維持できないという世界でありますから、そういう面で地方自治体とか、こういうところも含めて要するに確保をお願いすると、県知事さんなり市町村長さんなりに、それなりの確保をやはり訴えると、こういうことを出していけるんではないかと思います。

先ほど都市部の、名古屋の話も出ましたけれども、大変この点に圧力は今もってあるし、これを抑えるというなら、その根本的な原因になっています都市農地の壊廃の裏にござい

ます税制をどうするのかと。これは、まさに都市計画との一体的な政策対応をどう再構築するかということに一に帰するんだろうと思いますので、そういう考え方からすると農林水産省だけで対応できる話じゃない。国交省とも、まさに胸襟を開いて、この政策というのは立案をしなきやいかん、こういうことになるんだろうと思いますので、そういうことについて、ちょっとこの付属本を見た印象としてご意見を申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、これは先だっていただきましたこの素案の中をずっと眺めていまして、いろいろ細かいことはありますけれども、2つ特にこの機会にお願いしたいと思いますのは、この素案の10ページで、「施策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開」、タイトルとしては極めてもっともな視点だと思いますけれども、中身で中段に「農業参入について農地制度が設けていた規制など、施策対象者の主体性の発揮を阻んでいる制度については、地域の多様な関係者の声や地域の実情を踏まえながら、適切な見直しを行うとともに」、この後で「既に見直しが行われているものについては、その定着を促進する」と。この書きっぷりですと、この主体性等を発揮し、さらに今次、制度的な改正をしなきやいかんというふうに読み取れる。

昨年の12月15日に、当時の与野党で合意を得られて、この法律が作られた農地制度ですね。今、施行に入ったばかりであります。改正法では5年を目途に、この検証をして見直しをする、こういうことも条文で書き込まれているということになりますから、この書きっぷりですと、私もちよつと思い込みかもしれませんけれども、これだけ地域性とか、主体性を含めた、考慮された制度改革がなされたと思っているんですけど、あとはこれも、それこそ議論になると、最後の1丁目といいますか、その所有権問題とか、そういうところをご議論されておられるのかどうかちょっと分らない、そういうふうに今いぶかる面もあるんで、この辺りは誤解なきような書きっぷりにしていただきたいというのが1つ。

それから、もう一つ、最後になりますけれども、21ページ、先回の大臣にもお願いを申し上げましたけれども、やはりこの自給率を達成する、あるいは農業の底力を発揮するという観点からしますと人問題が大切だと、藤岡委員あるいは平田委員も常々言っておられますけれども、そうだと思うんですね。そういう面で、この21ページの一番上の5行目の下段2行、こうした人を育てていく、そういう観点から政策支援として現場に近い市町村もあれば、先ほどのJAもございましょうし、私たちの農業委員会もありましょうし、いろんな関係するところがあるわけでございますから、こういうところは一体となって引き続き人材育成といいますか、経営者を育てていくという、そういう支援を行っていくとい

う、こういう政策体系はやっぱり農業の中では放棄しないでいただきたいと。

一般のこの産業界には中小企業とか、いろいろ問題もありましょうけれども、そういう世界でもやっぱり重要な政策の体系になっておるわけでありますから、是非農業界においても、この視点は今後とも堅持をして、農政としては進めていただきたいということをご要望申し上げたいと思います。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、森野委員は、いかがでしょうか。

○森野委員 今日の資料2の中で46ページですか、そばの導入による集落営農の多角化というと、これはこれで結構なんですが、私が最近付き合っている岐阜県の山間部の認定農業者はそばを自分で植えて、しかも在来種のそばをこだわって植え手打ちそばを自分で打って、蕎麦屋のお客に出すと同時に、民宿も経営している、6次産業化のモデルのような男です。ところが、そこまでこだわってそばを打ってるが、つなぎの小麦粉は輸入に頼らざるを得ないという。北海道産のいい小麦粉があるらしいのですが、量的に追いつかないそうです。

ですから、そういうある種こだわりで非常に付加価値の高いそばを打って、新しいそばを自分で栽培し、なおかつ加工販売しているという人が使いやすい小麦粉も、是非国産の小麦粉をうまく供給できるような体制を構築していただきたいとお願ひします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、大体委員の皆様から一通りご意見いただきましたので、ご発言いただきましたので、ここで大臣の方からコメント、ご発言をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○赤松大臣 大変たくさんのご意見いただきまして、また聞き放しながらも、ちゃんと返事もしろということなんで、15分ぐらいしかないので早口でお伝えするかもしれません、ご了解いただきたいと思います。

藤岡委員からお話をいただいたいた、これだけのことをやる、場合によっては食料自給率50%を達成するためには1兆円ぐらいかかるんだと。国民的合意があるのか、しかも、それは農業者だけではなくて、むしろ国民全体、特に消費者にアピールするものでなければ、この基本計画はそういうものでなければならないというようなお話をいただきまして、まさにそれはそのとおりだというふうに思っております。

特に、私どもは今、いろんなところへお話しする時に、むしろ都市やいろいろなところ

でお話しする時に、やっぱり食料安全保障の問題、あるいは田んぼ、畑が持つ多面的機能の環境のために、あるいは水のために、そして地域の景観を保っていくためにというようなことで理解を求めるように、そういう内容でいろんなところでお話をさせていただいておりますので、引き続いてそういう点に十分配慮しながら、そうした活動に努めて参りたい。

特に最近よく話してますのは、食料安全保障の問題で、いい、分かりやすい例として2年前の、例の急にトウモロコシが燃料に回ってしまって、あるいは小麦粉が2倍、3倍にも上がり、そして、私はよくいろいろなところで話をするんですが、今、世界の紛争はいっぱい起きてますけれども、みんな宗教戦争だ、民族戦争だと思っているかもしれませんのが、一番多い原因は食糧問題で戦争になっているんですよというようなこともお話ししながら、是非皆さんに理解を求めるように今、努力させていただいている。

それから、2点目として農業法人に就職する人が今、大変増えていると。ある意味で言えば、産業として今、農業が認められつつあるんだと。だから、そういうところにしっかり力を入れていけということだと思います。

この間も、岐阜の安八郡の方ですか、あそこを見てきたんですが、本当に若い経営者、本当に30代の人たちが20人ぐらいで、そういう農業法人等を作つてやっておられまして、その人たちは鼻息も荒くて、戸別所得補償なんかもらわなくたって十分今の体制でやっていけるんだみたいなことを言う、非常に頼もしいそういう人たちも見て参りましたけれども、やっぱり後の問題でもまたいろんな方から、先生方からご指摘いただきましたけれども、やっぱり農業というのは人材なんですね。大変失礼な言い方だけれども、定年後のリタイヤした人たちが健康のためにやるのはやるで、大変それも結構なんですけれども、しかし、それで成り立つような甘っちょろいものじゃないと思うんですね。やっぱり技術と知識が必要だし、そして、やっぱり本当に担い手としての意欲ある、そういう若い人たちの体力も必要ですし、是非そういう担い手を育てていくための努力もまた、これは計画は計画としてそういうことも書いていただいてますけれども、農水省としても取り組んでいきたいと思います。

それから、平田委員の方から、野心的挑戦を達成するためにはよほどの覚悟が要るんだと。しかし、これはもう、このままにしておいたら大変なことになる、今やるしかないんだということで、むしろ、へりくだつてお願いするんじやなくて当然のこれは責務なんだと、責任なんだというぐらいのことを、そういう書き方にしろというご意見だったと思い

ます。

へりくだり過ぎかどうか分かりませんが、とにかく、これは今、国民の意思としてやらなければ、そして50%の自給率は大変高い目標ですけれども、しかし、そういう意欲的な目標を掲げて、環境の25%と同じですけれども、そこに向かって何をしなきゃいけないのか、何が必要なのか、何が今不足しているのか、そういうことでやっぱり取り組んでいかなければ、平田さんの言われるように、この野心的な挑戦を達成することはできないと思っております。

それから、入口は緩くして結果で評価しろと、そういう政策が必要なんだということで、これも分かりますが、入口を緩くして結果で、あなたはもうだめだね、そんなあれではと言うと、今度はまた怒られる方たちもいろいろ出てくるんで、その辺はちょっと加減が難しいんですけども、ご趣旨は理解できますし、ある意味で言えば、今度の戸別所得補償制度というのは全国一律の評価で、しかし、意欲を持って一生懸命やって生産性を上げれば、あるいは多収性に努めれば、ブランド化してより高くお米でも売れば、その人たちは結果論として大きな利益を得るですから、そういうふうにもなっているのかなと思いますが、そんなことにも努めていきたいと思ってます。

それから、国民の意識改革なくしては自給率達成はできないんだと。おっしゃるとおりです。

それから、米粉の、これは需要拡大ということだと思いますけれども、米粉についても10%をパンに混ぜることぐらいのことを強制しなければ、そんな50万トンなんていう意欲的な数字は達成できないぞと。確かにそうだと思います。この間も、山パンの人と話していて、パンにどれだけ入れたら今の味が大きく変わらずにいくんだと言ったら、20%まで入れても今の技術だったらほとんど普通の小麦のパンと、良質な小麦、輸入しているあれと変わらないと言うんですね。ただ、ポイントは何なんだ、何が問題なんだと言ったら、やっぱり値段なんです。だから、米粉と小麦のバランスを国が全部持ってやると言ったら、やってくれるでしょうね。ただ、そこまでできるかどうか、これはもう財源の問題と、今のレベルで言えばですよ。

ただ、今、何十分の一しか米粉を作ってませんので、これが50万トンというようなレベルに徐々に上がっていった時に、当然、生産性も上がってきますから、その時には、今ちゅうちょしているような小麦粉との値段の差ということも一定程度は解消されますし、今、山パンばかりじゃなくて、パスコ、敷島パンも、他のもう少し小さな会社ですけれど

も、しかし意欲的に米粉に取り組んでいただいている、そういう会社がいっぱいありますので、是非そういう方たちとも相談しながら広げていきたいと。

昨日も秋田のある村長さんと農協の組合長さんが来てみえたんですが、そこも今度、この戸別所得補償制度に参加するために、米粉で餃子を作る工場を建設しますということで報告に見えておられましたけれども、各地で今、米麺だとか、それからパスタ、餃子の皮みたいな、それが広がっていると思っていますので、そういうことにもまた努めていきたいと思います。

それからあと、GAP、HACCPの導入の問題。これも国際的な流れなですから、今は既に各企業毎に手がけてやっていただいてますが、ただ、問題は基準や、やり方が違うものですから、これをちょっと統一的なものにしなきゃいけない。それから、お話をあった中小企業と大企業と同じやり方で、農業者についても大規模経営でやっているところと、1人や2人で、おじいちゃん、おばあちゃんがやっているところと同じことをやれと言ってもこれは無理なんで、そこには配慮が、おっしゃるとおり必要だと思います。

それから、エコポイントはいいと。

それから、消費税導入には複数税率が必要だと、もし入れる場合は、特に食料品は低税率でやれということで、この話もよくお伺いします。これは、私は結論で言えば大いに議論すればいいと思うんです。

ただ、僕個人の意見を言わせていただきますと、例えばフランスでも複数税率を導入してますけれども、非常に政治の判断によってあれは変わるんですね。例えば、ワインはフランスの特産品だから、これは税金は安くしようとか、あるいは、フォアグラは、これもフランスのあれだから低くして、しかし、キャビアなんていうのはソ連のカスピ海だからこれは高くていいんだとか、じゃ、キャビアとフォアグラで、どうしてそんなに税率違うんだなんていうことは、だれも説明が本当はできないんですけども、非常にそういう、何を対象にするかとか、それによって違ってくるし、あとはなるべく税制というのは分かりやすい方がいいんで、僕の個人の意見を言わせていただくと、僕はあまり普通税率はどうなのかなという、上げるのも反対ですけれども、複数税率も個人的にはいろんな意見がありますが、しかし、それは大いに本当に議論してやればいいというふうに私は思っております。

それから、あとは中山間地への配慮をしろと。これは当然ですから今、一応22年度で終わることになってますけれども、引き続いて23年度以降も、こうした直接支払い等の制度

については、これはやっていかざるを得ないだらうというふうに思っております。

それから、集落営農も今やっているけれども、若い人材が育っていないと。優秀な人材を育てることが必要だと。後継者を作ることは必要なんだと。経験することができなければ、経営継続ができないぞと。これは、そういう経営の継続が、あるいは後継者の育成がシステムでできるようにしたらどうかというご意見もいただきました。そのとおりだと思います。

それから、都市農業については土地税制についてもっと積極的に、そういう配慮をして欲しいという意見もあったと思います。これは、税制調査会等で、当然そういうことの議論も出てくると思いますので、税調の方で議論させていただきたいと思います。

それから、荒蒔委員の方からは、食の安全の問題、小規模農家、あるいは中小企業に対する配慮が必要だというようなお話もあり、これはさっきのGAP、HACCPの問題と同じように、大規模なそういうところと、やっぱり中小企業、そしてまた大規模なそういう集落営農のようなところと小規模農家、中山間地でやっているようなところとは一緒にならないでしょうと。ただ、食の安全ということは大切なんで、それをどう担保していくかが重要だと思います。

それから、食料安保、海外農業投資とは一体、具体的にどうなんだというお話がありましたが、私のイメージでは、この間、NHKで「ランドラッシュ」というのがありましたけれども、ああいう韓国や中国みたいに、どこかへ行って、農地を半分がんと押さえちゃうとか、そういうイメージは多分、日本ではとても無理だらうと。それよりも、アフリカ辺りへ行って、多収性のそういうアフリカに合うようなお米を、そこへ行って農業指導をやりながらやっていくだとか、それから今、これは仙石戦略大臣とちょっと相談してるんですけども、アジアで農業指導をやって欲しいというで一番多いのは、実はこうやって増えることよりもかんがいなんですね。そういう、うちの構造改善局もそうだと、農振局もそうだと思うが、そういう技術については、非常に高いものを持ってますので、そういう出張の形でいいものですから、そういう形で農業指導や協力はできないだらうかといって今、仙石さんからも相談を受けていますので、これはまだ省内で話していませんけれども、具体的にそういう要請があれば、私はそういうことに積極的にこたえていったらしいんじやないだらうかと思っております。

それから、あとEPA、FTAと、これは技術援助等を織り込んでいくべきだということで、おっしゃるとおりでございまして、21、22と、また私も韓国へ行って、向こうと水

産問題もあるんですけども、併せて、もう今は6年間途絶えたままになっているものですから、このFTA問題について、向こうが嫌がっているんですけども、是非、交渉再開のために行ってこようと思っております。

それから、あと岡本委員の方から、食育は自分の考える食育の考え方と違うと、1杯の茶わんの御飯が田んぼとつながらないということで、こういうことは前も申し上げたかもしませんが、だからこそ我々は子供たちに農業体験をさせようと、1学年100万人ぐらいしかいないんだから、全員行かせたって知れているんですからと言って文科省と、うちと、総務省でやつたら、事業仕分けで3億円に減らされちゃいましたけれども、本当はそういうところできちっと、やっぱり食の重要さ、あるいはそういう与えられた天の恵み、そういうことに感謝をする、あるいは集団生活の重要さということは必要だと思ってますので、そういう趣旨に沿って、私どもは頑張ってやっていきたいと思います。

一般の人々に伝わる政策上伝達、安全、それからシンプルなことはいい、分かりやすくして欲しい、付属書・解説書のようなものも併せてやって欲しい、何が重要な分かりにくいで、理解のための手引書だとか解説があったらいいんじゃないかな。おっしゃるとおりだと思います。そういう意味で今度も、本当は出そうかどうか、いろいろ議論があったんですけども、相談の結果、将来のどういうイメージのあれを考えているかというようなことも含めて、今回こういう一つの付属書類のようなものも用意をさせていただいたということでございます。

あと、三村先生からは、50%は賛成だと。ただ、どうやって50%を達成するためにやっていくのか、その持続性がはつきりしないということでしたので、それをきちっと持続性、永続性ができるようにやっていきたい。

それから、17ページのEPA、FTAで、「損なうことは行わない」というこの文言はちょっといかがかという話もあったんですが、これはいろんなきさつがございまして、これはきちとした文書で私どもの民主党のマニフェストにも実は書いてある言葉なものですから、なかなか言葉そのものを触ることはあれなんですけれども、三村先生のおっしゃる意味はよく分かりますので、そういうことは十分心得て取り組んでいきたいと思っております。

それから、戦略性の問題、経営戦略というけれどもその主体の問題なんだというようなお話しや、競争力の問題、技術力の問題、あるいは、いつも私も言うんですが、川上ばかりいくらやったって、川下、受け皿の食品産業がきちっと日本の農業で作ったものを受け入

れる、あるいはそれをこなしていってくれる、そういうことがなければそれはだめなんだ
と、だから川下も川上も両方ともやらないといけないんだということを言ってまして、食
品産業だけで今、大体81兆円か82兆円ですか、そのぐらいの本当に広い受け皿ですから、
その持続的発展のために努力もしていきたいと思います。

それから、茂木さんの方からは50%、6次産業、戸別所得補償はいいと。ただ、分かり
やすい表現にして欲しい、あるいは将来展望を抱けるものにして欲しいというようなお話
があって、それはそのとおりだと思います。

それから、収入が15年前に比べて半分になっていると。だから、我々は戸別所得補償制
度を入れて増える農業についてしていこうというのが一番基本なものですから、さぼって
てもらっては困りますけれども、まじめに一生懸命きちっとやれば、必ず農業が一つの仕
事として成り立っていくんだというようなことを、今度の制度の中できちっと確立をして
いきたいと思ってます。

それから、農協の皆さん方は一生懸命やっているのはよく分かっておりますので、その
意欲と誇りを損なわないように、しっかりまた今度の地域協議会の中でも、その中心メン
バーとして頑張ってもらおうと思っております。

それから、野菜、果樹、畜産、酪農の生産性の目標を上げろということはあったんです
けれども、むしろ私どもは今、これはいろんな話をするとまたあれなんですが、今とにかく
まず上げたいもの、とにかく今、例えば大豆に象徴される6%か7%しか国内で販えて
いないもの、そういうものをやっぱり一気に上げていこうと。あるいは、米粉、飼料米も
そうですけれども、そういうところに目標を置いているということでご理解いただきたい
のと、戸別所得補償制度に加えろという話もありましたが、これは大変ありがたい話で、
みんないい制度だと思っているから是非そこに果樹も入れてくれ、お茶も入れてくれ、野
菜も入れてくれと言っていただけるんありがたいことなんですけれども、全部が全部と
いうふうにいきませんので、今とりあえず考えているのは、酪農畜産とそれから水産業に
ついては23年本格実施の中で入れていけるように今調査を、調査員も計上してやっている。

ただ、鳩山総理とも昨日話したんですが、鳩山さん辺りは、もう少し幅広く、野菜辺り
も入れてできないかなみたいなご意見をお持ちなのは事実です。ただ、我々が基本的には
生産と販売と逆転しているものをという大原則があるものですから、今のところはそうい
うふうに考えているということ。

それから、米粉等について需要拡大に取り組むというのは当然でございますので、これ

はしっかり関係先のところと相談をしてやっていきたい。

それから、松本さんからは、461万ヘクタール、これは実は大いに私どもは議論しました。言っちゃって構わないと思うんですが、事務局案は本当はこれと違っていたんですけども、我々が50%達成するのに、今よりも面積が減って、少しの農業者でやって、どうやってそれは50%達成するんだと。だから、それは非常に難しい数値かもしれないけれども、そこに向かってやっぱり意欲的に向かってやっていくんだと、そういうのを示すのが基本計画なんだからということで、これは政治判断で、黙っていれば本当は下がっていつて当たり前なんですから、それをやっぱり現状の461万にしたと。そのためには、あらゆることをやっていくということで、ご理解をいただきたいと思います。

中身については、ちょっと時間がないので省略します。

それから、中山間地でどのぐらい、都市でどのぐらい減らすんだとか増やすんだとか、そういうメッセージを出してくれということなんですが、これは多様な形態なものですから、ちょっとこのところで無理に出して出せないことはないかもしれません、それは結果的にはいい加減な数字になってしまふよりは、考え方をきちんと出していくと、そのことの方が私はいいんではないかと思ってます。

それから、農地法もせっかく改正したんですから、これもとにかく優良農地を今まで安易に転用してきたという、残念ですけれども経過があります。ですから、そういうことはさせないというような、優良な農地についてはきっと本来の耕作のための土地として使わせていただきたいということを、まずやっていきたいと思っています。

それから、人材の育成。これは本当におっしゃるとおりで、意欲のある多様な農業経営者もきっと作っていくための努力を、さらにやっていきたいと思います。

それから、森野先生からは、そばの手打ちの話が出まして、これは国内の小麦がちゃんとつなぎに使えるようなものがちゃんと需要に見合って供給できれば一番いいわけですから、これは是非努力をしていきたいと思っています。

ちょっと足早であれでしたが、また今度ご案内が行ってると思いますが、もう一回お会いできる機会がありますので、その時、腰を落ち着けてゆっくりまたやりたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○鈴木部会長 どうも大変丁寧にご回答いただきまして。

○赤松大臣 質問を受けないと、今度は僕が謝罪しなきやいけなくなっちゃうといけませんので。

○鈴木部会長 どうも本当にありがとうございました。

○赤松大臣 じゃ、よろしくお願ひします。

○鈴木部会長 それでは、今までの点について、事務局の方から数字等についてご回答をいただぐ部分があればとは思いますが、例えば生産数量目標については、かなり前回の計画よりも低く設定されてる部分も、確かに分野において先ほど言われたようなところもございますが、その辺りについて何かコメントありますか。

では、お願ひします。

○生産局 前回の目標との差が随分あるんじゃないのかなとのことですが、例えば、牛乳・乳製品ですと、前回は生産量で928万トン見込んでおりましたが、現状は795万トンでございます。やはり少し高い目標を掲げたわけでございますけれども、残念ながら消費の減少、そういうものがございまして、目標を相当前回のような現状になっております。

こういうところについては、きちんと人口の減少だとか消費の動向というものを見込んだ上で、ただ、すう勢では減って参りますけれども、そこに生産者の方々のご努力であるとか、あるいは、輸入チーズを国産に置き換えるような取組だとか、そういうご努力をいろいろと見込みながら、私どもとして、できるだけ国内生産を拡大し維持する、そういう方向で生産数量目標については算定をさせていただいております。個別の品目について、ここで一々触れるということにはいたしませんが、そのような趣旨で、私どもとしても、すう勢を見込みながら、その中で意欲ある取組をしていただいた上で、どのようになるかという見込みを作っております。そういう点につきまして、きちんと生産現場にお伝えできるように説明をする努力をして参りたいと考えております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、はい、お願ひします。

○農村振興局 松本委員からお話のありました農地面積でありますけれども、先ほど大臣から考え方をもうお答えをさせていただいたんで、若干、中身の方で、資料で言うと資料2の59ページでありますけれども、こういったフォーマットの表は、これまでも基本計画の参考資料として付けられていたわけですけれども、特に農地の転用の部分については、これまですう勢だけを挙げていて、政策効果は見込んでおりませんでした。これは大臣からも申し上げたとおり、前回の基本計画までは率直に申し上げて農地の転用行政というのは、どちらかというと規制緩和の方向に動いてきていて、前回の農地法改正で初めて、いわば転用規制を強化をしたということで、それを織り込んだ数字ということで、その施

策効果を織り込んだ数字というふうにご理解いただければいいと思います。

それから、耕作放棄地の発生抑制、これはこれまで入っていたわけですけれども、松本委員もちょっと言及をされた中山間地域ですね。これは直接支払の効果でありますとか、それから調整水田について、今後その改善計画を立てて、これを作付けに誘導していくと。これも調整水田のままでいると、それが耕作放棄地に転落をするということになりますので、そういう効果を織り込んでいるということを申し上げておきたいと思います。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

他には、よろしいでしょうか。

それでは、今までの大臣と、それから事務局の方からのご説明もありましたけれども、それを踏まえて、あと、時間は大体予定の時間に近づいておりますが、特に追加してご発言あれば。

はい、平田委員、お願いします。

○平田委員 これから6次産業化は、日本においてかなりのウエイトを占めていくと思いますけれども、その目標が明確に示されていません。すなわち、大半を輸入に依っている加工品の輸入を抑制する面からも、加工食品を製造する場合の原料生産の振興や、農村でそういう6次産業化をどのように進めていくのか明確なビジョンを示すべきだと思います。

それと、人生において、食べることは大きな楽しみの一つだと思います。そういうことが日本の国において、今おろそかにされているというか、大切にされていないという気がいたします。これにはいろいろ要因が考えられますが、学校や家庭での食育が、外国に比べて日本の場合は蔑にされているという感じます。すなわち、若い人の家庭には鉄しかないということをよく言われますけれども、「おふくろの味」ではなくて、「袋の味」だとよく言われます。すなわち、家庭で作った本当の味を知らない子供たちが多いのではないかという気がします。人生を楽しくしていくためには、家庭で食事を自分達で作って、家族と一緒に楽しむ本来の生活を取り戻さないと自給率も増えていかないという気がします。

それと、もう一点、今アンテナショップや産直市が特に中山間地の農村にとって生きがいになっています。都市と農村をもっと近づけるという意味もあって、これからは、都市と農村がお互いにコラボレーションをして農村のものを都市の人に直接お届けする、都市の人達は、安全・安心な食料を直接、農村からいただくといったシステムをしっかりと

根付かせるということが、必要だと思います。今後、農村を活気付けるためにも、都市の人達に農村を理解していただくためにも必要な施策だと思っております。今後どうやって実現いくのか充分研究して、施策に反映していただきたいと思います。

○鈴木部会長 藤岡委員も。

○藤岡委員 今回の基本計画の中で、あまり流通面での安全・安心とかというのは書かれていますが、今の食品農産物の流通の仕組み、あるいはその価格、これが適正なのかということは非常に疑問なわけです。米を初めとして慢性的な原価割れみたいなところがありまして、それが今の戸別所得補償にも結びついてくるんでしょうけれども、これを卸売市場の在り方だとか、あるいは米の取引にしても、こうやってこのまま慢性的にその製造原価を割るような取引が、流通が当り前のようになってきますと、次々とまた所得補償、所得補償ですね。財政負担が増えていくような、その仕組みが果たしていいのかどうかですね。適正な価格で流通販売をされるというのが、私は将来的にも、国民的にもいいんだと思っていますが、そのところにはあまり深くは触れてないんですが、その辺のところもきっと、これは農林省というよりも、どっちかといえば公正取引委員会辺りが担当かと思いますが、その原因がひいては耕作放棄地が増えたり、あるいは農村を維持していく人がいなくなったりという、農業がきっとある一定の利益を得られる産業、取引になっているのかというところが、私は非常に疑問に感じております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

荒蒔委員も、お願いします。

○荒蒔委員 すみません、この計画素案の中で、先ほどちょっと藤岡さんか何かがおっしゃったと思うんですが、20ページで⑤というので、「農業生産資材費の縮減」という項目の中の、最後の4行のところに農業の安全対策というのが出てくるんですが、これはけがをしなければ費用はかかるないので縮減になるのかもしれないけれども、ちょっとこここのところは、私は1つ独立させるぐらいの意味があるんじゃないかなと。

というのは、先ほど出ていましたように、なれない人がたくさん農業に入ってくる。それから、高齢化も進行している。そして、中古の機械も大いに活用しようじゃないかということもうたわれている中で、農業機械の操作に伴う事故というものは多分、相当増えているんじゃないかな。私は統計知らないんですけども、私はちょっとアメリカなんかの農業で、少し経験したことあるんですけども、半身不随のような事故に遭う人が結構いるというのを目で見てるんですね。そういうことから考えると、この項目というのは、⑥な

ら⑥で独立させて、農業を普及させるためには、一方でそういう安全対策というのをしっかりとやっておかないと、国民にとっても農業というのが何か非常に遠いものになっちゃうような危険性をはらんでいるんで、老婆心ながら、そういう印象を持っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

今、3人からまた追加でご指摘いただいた点も重要な点でございますので、ご検討いただければと思います。

これについて、事務局の方から何かもしお話しされることができれば。よろしいですか。じや、生産局長、お願いします。

○生産局 まず、平田委員からありました6次産業化の目標ビジョンについて、そういう検討も必要ではないかと思います。一方で今、6次産業化法案を国会に提出をしておりまして、その法律の中で6次産業化に向けた基本的な方針というものを位置付けるということとしております。その基本的な方針はその法律に基づいて内閣で決めるということになって参りますので、ご意見も併せて受けとめて検討させていただきたいと思っております。

それから、農作業の安全につきましては、この前も少しこで口頭で申し上げましたが、年間、大体400人程度の方がお亡くなりになります。私どもも、JAあるいは現場の皆さんも安全対策に取り組んでおりますが、やはり高齢化に伴って数が高位安定しているという状態でございます。今年は、この3月から、特に農作業事故に関して意識を啓発するような運動を3ヶ月やろうということで取り組んでおります。基本計画における表現なり、位置付けについては相談をさせていただきたいと考えております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

藤岡委員、もう一言。

○藤岡委員 時間が迫っておりますのであれですが、これはこの基本計画とは直接関係ないんですが、政権交代後、半年以上になりますて、大きく見直しにかかる進められているわけですが、赤松大臣が退席したから言うわけじゃないですが、事務方のトップとして井出事務次官が出席されておりますが、この間、事務次官から一言も私は発言を聞いたことがないですが、今回の全体の感想として次官はどう考えておられるのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○鈴木部会長 よろしいでしょうか。

○事務次官 何か最後に厳しい質問が来ましたけれども。

ご存じの方も多いと思いますが、5年前に作りました基本計画は、私は総括審議官とし

て責任者として作らせていただきました。

先ほど、生産目標数量のお話もありましたけれども、この5年間で例えば畜産なんかには非常に高い望みをかけていたんですが、残念ながら人口減等、高齢化の進展と国民の嗜好の変化ということもあるんだと思いますが、逆に生産が減ってしまったというようなものもございます。

そういう現実をしつかり踏まえて、しかしながら、やっぱり我が国農業の将来のために、あるいは自給率といったような国民全体で共有すべき目標について、しつかりと発信していかなければならんと思っております。そういった観点で、事務方として検討を重ねてきた結果であると考えております。

前回もそうだったんですけれども、いろいろ検討して、やっぱり希望を持ちたいということで結構高い目標を掲げておりますから、これから5年、10年で、それに積み重ねていかなければならぬ努力というものは、大変なものがあると思います。皆さん方から、その消費者に向けての発信、あるいは国民全体として共有すべき価値といったものをどうやって広めていくかということについて、様々なご指摘を受けました。

我々もフードアクションニッポンとか、いろんなことを仕掛けて、こういうものを国民全体の共通目標にすべく現在努力はしておりますけれども、さらに足らざるところは多いと思いますので、委員各位にもさらにいろいろな面でご指導いただいて、この計画がしつかり達成できるように頑張っていきたいと思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、時間も過ぎたところでございますので、本日は、このぐらいで議論を打ち切りたいと思います。

それでは、最後に事務局の方から連絡がございましたら、お願ひします。

○大臣官房参事官 次回の企画部会につきましては、3月25日、来週木曜日、15時から開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局としては、本審議会にかける諮問案をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木部会長 そういうことで、企画部会で25日に最終案が取りまとめられるような形で持つていただきたいということでございますので、今素案の形で出ておりますが、改訂案についてできるだけ早くお示しいただいて、十分な議論ができるようにお願いしたいと思います。

それでは、本日もどうも長時間にわたりまして熱心なご議論、ありがとうございました。

午前11時34分 閉会